

連続講座 人事労務担当者実務講習

実務に即した労働関係法令のポイントを解説します

主催：(一社)三田労働基準協会(幹事)

(一社)品川労働基準協会・(一社)大田労働基準協会

労働基準、安全衛生、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、最近の改正法の内容、及び人事労務管理の実務について、専門家が解説します。人事労務担当者の受講をお勧めします。

記

1 日時及び内容 【講習時間は、各回とも 10:00~16:00です】

第1回 平成25年5月27日(月) 講師：栩木 敬 氏(行政OB)

第2回 平成25年6月 3日(月) 講師：北岡大介 氏(社会保険労務士・元労働基準監督官)

第3回 平成25年6月17日(月) 講師：高橋 健 氏(社会保険労務士・元労働事務官)

第1回 5月27日

- 労働条件の違背
- 賃金不払残業
- 管理監督者の範囲
- 年次有給休暇の取得
- 裁量労働制と変形労働時間制
- 年俸制
- 割増賃金
- 賃金の引下げ
- 就業規則の明示
- 懲戒権の行使
- 解雇
- 女性、妊産婦、年少者の保護
- 独立請負業者(インディペンデント・コントラクター)と労働基準法の適用
- 派遣労働者に対する労働基準法の適用
- 非正規雇用者の労働条件

使用テキスト

：「知らなきゃトラブル!労働基準法の要点(全基連発行)」、「経営者の労働災害防止責任 安全配慮義務 Q&A(中災防発行)」、「社会保険の事務手続(社会保険研究所発行)」他

第2回 6月3日

- 労働安全衛生法の概要とは
- 安全配慮義務とは
- 災害防止責任は誰に
- 労働安全衛生法とメンタルヘルス問題
- メンタルヘルス問題対応のための衛生管理体制
- 均等法の概要と行政指導状況
- セクハラ指針と妊娠中・出産後の母性保護
- 育児休業法の概要と不利益取扱禁止
- パートの育児休業取得要件
- パート労働法の概要と行政指導
- 改正労働契約法施行に伴う対応
- 改正高年齢法施行に伴う対応

第3回 6月17日

- 保険制度の基礎知識
 - 全体像と関連法令整理
 - 年間、月間スケジュール
- 保険制度各法の相互関係
 - 国民年金、厚生年金、労災保険
 - 国民健康保険、健康保険、労災保険
 - 労働基準法、労災保険
 - 労災保険、雇用保険
- 採用に伴う社会保険の手続き
- 退職に伴う社会保険の手続き
- 社会保険料・労働保険料の計算及び納付
- 健康保険の給付概要と手続き
- 雇用保険の給付概要と手続き
- 労災保険の給付概要と手続き
- 公的年金制度の概要
- その他

2 会場 三田労働基準協会1階 研修センター(裏面案内図参照)

港区芝4-4-5(都営地下鉄三田駅A9出口徒歩2分・JR 田町駅三田口(西口)徒歩8分)

3 定員 32名(先着順)

4 受講料(テキスト代・消費税込) 会員 18,000円 会員以外の方 24,000円

5 申込み方法等 《第1回から第3回まで連続受講いただきます。分割しての申込は出来ません。》

①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。

②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内(到着から5月20日まで2週間ない場合は5月20日(月)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。期日までに受講料が振込まれない場合、申込受付を取り消させていただくことがあります。

・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号：普通預金 0397963

・口座名義：一般社団法人 三田労働基準協会 ・名義人住所：港区芝4-4-5

振込人名の前に講習会月日を記入ください(例0527 マルマルカイシャ等)

③受講の取消：5月20日(月)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。

6 問合先 (一社)三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。